

答 申 書

(答申第28号)

平成30年9月28日

福井県個人情報保護審査会

第1 審査会の結論

第2の1に記載した個人情報の開示請求に対して、第2の2のとおり福井県警察本部長（以下「実施機関」という。）が一部開示決定をしたことは、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、平成29年8月28日付けで、福井県個人情報保護条例（平成14年福井県条例第6号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、実施機関に対し、次のとおり個人情報開示請求を行った。

私が平成29年5月19日付けで申請した「優秀運転者表彰（金賞）」に対する、表彰できない理由と根拠書類

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年9月8日付け交企第382号による個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

[本件処分の内容]

文書No.	公文書の名称	決定内容	開示しない部分	開示しない理由
対象公文書1	平成29年交通安全功労者、優秀優良運転者及び交通安全功労団体等に対する福井県警察本部長・交通安全協会会長連名による表彰の実施について	一部開示	收受印箇所 余白部分 ・警察職員の印影	条例第15条第2号該当 非開示部分には、階級が警部補以下の警察職員の個人に関する情報であって、他の情報と照合すると特定の個人が識別される情報が記載されているため
			余白部分 ・地区欄、種別欄、氏名欄、フリガナ	条例第15条第2号該当 非開示部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されているため
			余白部分	条例第15条第6号該当 非開示部分には、個人の選考に関する情報が記載されており、開示することにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
対象公文書2	平成29年福井県警察本部長・福井県交通安全協会会長の連名表彰候補者 ・交通功労者	一部開示	ふりがな氏名欄、生年月日年齢欄、職業欄、住所欄、役職名欄、無事故無違反の年数欄	条例第15条第2号該当 非開示部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されているため
対象公文書3	被表彰候補者推薦（推せん）名簿、優秀運転者表彰上申名簿	一部開示	ふりがな氏名欄、生年月日年齢欄、職業欄、住所欄	条例第15条第2号該当 非開示部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されているため

3 審査請求

審査請求人は、平成29年10月20日、本件処分のうち一部開示に関する部分の取消しを求めて福井県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求を行った。

4 諮問

諮問庁は、平成29年12月25日付け公委第1626号で、条例第39条第1項の規定により、福井県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について、諮問を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分のうち一部開示に関する部分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由および主張

審査請求人は、審査請求書、意見書および当審査会での意見聴取において、本人の情報が表彰基準のどの部分に該当して不適格となったのかその理由を開示すべきと主張している。

第4 実施機関の説明

実施機関が、弁明書および当審査会での説明聴取で述べている本件処分の理由は、要約すると次のとおりである。

条例第15条第6号は、県などが行う事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が含まれる個人情報の開示しないことを定めている。

被表彰者の選考に係る事務に関し、審査請求人に対する表彰選考は終了しているが、開示することにより、今後反復し、または継続して行う審査請求人以外の者に対する表彰選考に係る事務を適切かつ公正に行うことができなくなるおそれがある。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人および実施機関の双方の主張を審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分について

本件処分は、条例第15条第2号および同条第6号に掲げる非開示情報に該当することを理由に一部開示決定を行ったものである。

これに対して、審査請求人は、本件処分のうち、同人の情報が表彰基準のどの部分に該当して不適格となったのかその理由の開示を求めていることから、以下、本件対象公文書1のうち条例第15条第6号の非開示情報の該当性について検討する。

2 条例第15条第6号の該当性について

条例第15条第6号は、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を非開示情報として規定し、同号ロで「個人の評価、指導、相談、選考、診断等に係る事務に関し、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」を例示している。

「選考」とは、個人の知識、能力、資質等の調査に基づき、特定の職業、地位等に就く適任者を選定することなどをいう。

対象公文書1は、審査請求人が行ったものを含む優秀運転者等の表彰申請を県交通安全協会が取りまとめ後、実施機関に協議した「平成29年交通安全功労者、優秀優良運転者及び交通安全功労団体等に対する福井県警察本部長・交通安全協会会長連名による表彰の実施について」という文書であり、非開示とした余白部分には、審査請求人を含む個人の優秀優良運転者選考に関する情報が記載されている。

個人の表彰選考に係る部分は、表彰経歴や運転経験年数、交通事故歴など、一般に公開されている表彰基準の各項目を満たすか否かを確認しているものであり、本人に対し、その確認した結果を開示したとしても、今後の表彰選考に係る事務に支障を及ぼすとは言えず、原則的には開示すべきものと考えられる。

しかし、当該表彰基準の項目の中には刑罰歴が含まれており、このような刑の執行等に係る個人情報、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第45条第1項において、同法に基づく開示請求の対象外とされていることに基づき、条例第42条第3項の規定により同様の取扱いとしている。

このことから、刑罰歴は本人であっても開示請求できない個人情報とされている以上、個人の表彰選考に係る部分の中で、刑罰歴の記載の有無が判明してしまうことは適當ではない。

仮に、表彰選考結果の開示請求により、本人の刑罰歴の記載の有無が明らかになれば、表彰選考に係る事務に対する信頼性が損なわれ、今後の当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、実施機関がそのような個人情報が含まれている可能性がある表彰選考に係る部分を全て、条例第15条第6号に掲げる非開示情報に該当するとしたことは妥當である。

3 まとめ

以上のことから、一部開示とした実施機関の決定は妥當であると判断し、冒頭の結論に至った。

第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求に係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年12月25日	・ 諮問書の受理
平成30年 3月19日	・ 審議（第1回）
平成30年 4月23日	・ 審議（第2回）
平成30年 5月28日	・ 審議（第3回）
平成30年 6月18日	・ 実施機関からの説明聴取 ・ 審議（第4回）
平成30年 7月30日	・ 審査請求人からの意見聴取 ・ 審議（第5回）
平成30年 8月29日	・ 審議（第6回）
平成30年 9月26日	・ 審議（第7回）
平成30年 9月28日	・ 答申

福井県個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	備 考
稲 田 真 紀	
川 村 一 司	会長職務代理者
北 島 三 男	
清 水 和 邦	会 長
前 田 清 作	